

次のように制限付き一般競争入札を行うので、静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）第34条の規定に基づき公告する。

令和5年2月24日

静岡県知事 川勝平太

1 入札執行者

静岡県清水港管理局長 斎藤 昌昭

2 担当部局

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局港営課

電話番号 054-353-2208

3 競争入札に付する事項

(1) 入札番号

清港営第99号

(2) 業務名

令和5年度上屋等公衆便所浄化槽維持管理等業務委託

(3) 業務対象地

静岡市清水区興津清見寺町1375-43 興津2号公衆便所

静岡市清水区興津清見寺町1375-41 興津3号公衆便所

静岡市清水区興津清見寺町1375-32 興津6号公衆便所

静岡市清水区興津清見寺町1375-36 興津7号公衆便所

静岡市清水区新港町地内 清水船溜公衆便所

静岡市清水区清開3丁目地内 富士見埠頭公衆便所

静岡市清水区清開1丁目地内 富士見7号公衆便所

静岡市清水区興津清見寺町地内 新興津特高受変電所

静岡市清水区興津清見寺町地内 新興津備品倉庫

静岡市清水区清開3丁目地内 木皮焼却場

(4) 業務概要等

浄化槽維持管理等業務（維持管理及び清掃等業務）及び便器等清掃等業務（便器等清掃、床面薬品洗浄及びトイレットペーパー補充等業務）

(5) 業務期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日

4 競争入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしていることについての確認を受けた者であること。

- (1) 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿（令和4年9月1日～令和6年8月31日）に登載されている者で、「4設備保守管理」の細目「9浄化槽保守点検」を営業種目として登録している者であること。

- (2) 静岡市内に本店又は事業所（庁舎等管理業務競争入札参加資格者名簿に本店からの委任を登録したこと。）を有する者であること。
- (3) 「静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」第2条第1項に基づく登録業者であること。
- (4) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (5) 入札参加資格確認申請書及び入札参加資格確認資料の提出期限の日から落札決定までの期間に、静岡県における庁舎等管理業務委託業者入札参加停止基準に基づく入札参加停止を受けていないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- (7) 次のアからキのいずれにも該当しないこと。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に該当する団体（以下「暴力団」という。）
 - イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等（法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。）である者
 - ウ 法人の役員等（法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。）が暴力団員等である者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者
 - オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

5 入札説明書等の配布期間、配布場所及び配布方法

- (1) 配布期間
令和5年2月24日（金）から令和5年3月10日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 配布場所
上記2に同じ
- (3) 配布方法
無料で配布する。郵送での配布を希望する者は返信用切手140円分を貼付した返信用封筒（定形外）を上記2まで送付すること。

6 入札参加資格確認申請書等の提出

本入札に参加を希望する者は、次により、入札参加資格確認申請書等を提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。申請書等の配布方法については、上記5を参照のこと。

なお、期限までに入札参加資格確認申請書等を提出しない者又は入札参加資格がないと認められた者は

本入札に参加することができない。

(1) 提出期間

令和5年2月24日（金）から令和5年3月10日（金）まで（土曜日及び日曜日は除く。）の午前9時から午後5時まで

(2) 提出書類

次の書類を各1部、持参により提出のこと。郵送又は電送によるものは受け付けない。

ア 入札参加資格確認申請書

イ 静岡県における庁舎等管理業務競争入札参加資格に係る競争入札参加資格審査結果通知書の写し
(有効期間が令和6年8月31日までの通知書の写しを提出すること。)

ウ 競争入札参加資格審査申請書様式第1号及び別紙(営業所別営業種目一覧表)

(申請者が本店でない（本店から委任を受けた事業所である）場合に提出すること。)

エ 「静岡市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」第2条第1項に基づく登録業者であることを証する書面として、浄化槽保守点検業登録通知書の写し（申請日現在有効なものを提出すること。）

オ 定形封筒（簡易書留料金を含む切手404円貼付け。入札参加資格確認通知書の送付用。）

(3) 提出場所

上記2に同じ

7 入札手続等

(1) 入札執行日時

令和5年3月27日（月）午後2時

(2) 入札執行場所

〒424-0922 静岡県静岡市清水区日の出町9-25

静岡県清水港管理局 5階団体会議室

(3) 入札方法

電送又は郵送による入札は認めない。

(4) 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金は免除する。

(5) 入札の無効

本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者が行った入札、入札参加資格確認申請書若しくは入札参加資格確認資料に虚偽の記載をした者が行った入札又は庁舎等管理業務の委託に係る一般競争契約心得で示した条件等に違反した入札は無効とする。

(6) 落札者の決定方法

予定価格の範囲内で最低価格となる有効な入札を行った入札者を落札者とする。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(7) 再度入札

予定価格の制限に達した価格のないときは、直ちに再度の入札を行う。

(8) 契約書作成の要否

要

8 その他

- (1) この公告に掲げる入札は、当該委託業務に係る令和5年度静岡県清水港等港湾整備事業特別会計予算の成立を条件とするので、予算が成立しない場合は入札の執行を取りやめる。
- (2) 契約締結日は令和5年4月1日とする。
- (3) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (4) 照会窓口は、静岡県清水港管理局港営課（電話054-353-2208）とする。
- (5) 現場説明会は行わない。
- (6) 県と契約を締結するに当たり、労働関係法令を遵守する旨等を記載した誓約書を提出すること。
- (7) 詳細は入札説明書による。